

# 池袋駅西口地区 まちづくりニュース

No. **5**

2009年6月

## 〔主なニュース〕

- ・協議会加入届提出が過半数に！
- ・7月下旬「まちづくり協議会」設立総会開催予定
- ・今年度の活動方針

昨年度、池袋駅西口地区では、4回のまちづくり勉強会の開催、再開発相談会の開催、まちづくりに関するアンケートの実施、個別面談の実施等の活動を行い、地権者の皆さんと池袋駅西口のまちづくりについて、様々な検討をしました。

今年度は、地権者の皆さんを主体とした「まちづくり協議会」を設立し、皆様と共にまちづくりを進めます。

## 協議会加入届提出が過半数に！

- ・2月から受付を開始した「協議会加入届」が50%を超えたため、「まちづくり協議会」を設立します。
- ・口頭による加入承諾を含めると、62%の方が加入の意向をお持ちです。
- ・また、協議会の設立やこれまでのまちづくり検討経過についてのご説明のため、お会いした権利者数は80%を超えました。

| ブロック名              | 地権者数 | ヒアリング<br>実施済み | 加入意向あり<br>(口頭申出含む) | 加入届出書<br>提出済み |
|--------------------|------|---------------|--------------------|---------------|
| Gブロック(西池袋1丁目13~15) | 60   | 45(75%)       | 34(57%)            | 27(45%)       |
| Iブロック(西池袋1丁目18~20) | 39   | 33(85%)       | 27(69%)            | 20(51%)       |
| Jブロック(西池袋1丁目26~28) | 24   | 22(92%)       | 15(63%)            | 15(63%)       |
| 合計                 | 123  | 100(82%)      | 76(62%)            | 62(50%)       |

加入届をまだ提出されていない方は、ぜひご提出下さい！

## 7月下旬「まちづくり協議会」設立総会開催予定

- ・協議会への加入届が過半数に達しましたので、7月下旬に「まちづくり協議会」の設立総会を開催する予定です。
- ・現在予定している設立総会の内容は、以下のとおりです。
- ・設立総会のご案内については、7月上旬に郵送する予定です。

### 設立総会の内容

- ・個別面談及び加入届の提出状況（報告事項）
- ・会則の承認
- ・役員承認
- ・平成21年度活動計画案の承認

## 今年度の活動方針

- ・今年度の活動は、7月に設立予定の「まちづくり協議会」が主体となって進めていく予定です。
- ・現時点で事務局が想定している主な活動内容・検討の流れは、下記のとおりです。地権者の皆さんご意見をいただきながら、さらに検討していきます。

### ●活動内容（案）

- ・まちづくり構想（ハード面・ソフト面）の検討
- ・事業手法の検討
- ・協議会への加入促進
- ・関係機関等との連絡・調整
- ・その他事業推進に必要な活動

### ●検討の流れ（案）

|      | 6月             | 7月            | 8月               | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |       |
|------|----------------|---------------|------------------|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 協議会  |                | ○<br>設立総会（予定） | 協議会を主体としたまちづくり検討 |    |     |     |     |    |    |    | とりまとめ |
| 個別対応 | 協議会への加入促進、意向把握 |               |                  |    |     |     |     |    |    |    |       |

- ・このコーナーでは不定期で再開発に関するQ&Aを掲載します。

### 第1回 再開発Q&A

Q) 協議会に加入すると、何らかの法的な制限のようなものがかかるのですか？

A) 協議会はあくまでも任意の組織であるため、建て替えや物件売買等に関する法的な制限は特にありません。ただし、まちづくりを検討してまいりますので、具体的な建替え計画等がある場合には下記の連絡先までお知らせください。

Q) 協議会に加入しない場合にはこれまでの活動に何か影響があるのですか？

A) まちづくりニュース等による情報提供についてはこれまでと同様、権利者全員に配付させていただきます。しかしながら、協議会で行う活動（勉強会等）は会員を対象に実施していくことを基本としていますので、皆さんぜひ協議会へご加入ください。

### ●お問い合わせ●

豊島区 都市整備部 都市再生プロジェクト担当課  
電話：03-3981-3449 FAX：03-5950-0803  
E-mail：A0022809@city.toshima.lg.jp